

5・3を改憲ステップの日にしないうために

－改憲手続法成立阻止に向けた緊急の取り組みを－

- 1 自民・公明両党の幹事長、政調会長、国対委員長は2月14日、憲法改悪のための改憲手続法案を5月3日の憲法記念日までに成立させる方針を確認しました。「野党が審議、採決に応じない場合でも自公で決着をつけることで一致した」と報じられています。
- 2 しかしながら、この改憲手続法案は、私たちが繰り返し指摘してきたとおり、国民の意思を歪めて、国民の間で大きな反対の声が上がっている「9条改憲」を不公正なやり方でかすめとろうとする「カラクリ」法案です。
国民の批判を受けて策定された修正案でも、①最低投票率の定めがなく国民のごく一部の賛成で改憲が成立する、②公務員・教育者の自由な意見表明が制限されている、③テレビ・ラジオの有料意見広告による改憲への世論操作が野放しにされている－すなわち、「カネ」で改憲が買える－など国民の意思を正確に反映しえない不公正な違憲法案であることに変わりありません。
- 3 憲法の破壊というべき憲法改悪に道を開くための不公正で憲法96条に反する改憲手続法の成立をもって、現憲法施行60年を祝う今年の憲法記念日を汚すことを、私たちは、絶対に許すことができません。
- 4 改憲手続法の成立阻止に向けて、私たちは、本日、緊急に以下の行動に取り組むことを確認しました。
 - 議員への要請 FAX・メール送信（衆参の特別委員名簿は団 HP 参照）
 - 地元事務所への要請行動（要請書ひな型、意見書・声明は団 HP 参照）
 - 国会要請行動（団主催の要請行動：3月5日午後3時～衆議院第2議員会館第3会議室集合、同日午後6時～団改憲阻止対策本部会議）
 - 学習会の講師活動（参考レジュメは団 HP・ML 参照）
 - ブックレット、リーフレットの普及（リーフ改訂版は一部7円、一万部以上一部5円で売出し中）
 - 各種集会等への参加（各団体の取り組み等は団 HP 参照）
 - 弁護士会、共同センター、9条の会等との連携・協力・参加
- 5 全国の団員のみなさん。今こそ、自由法曹団の総力をあげて、改憲手続法案の廃案を勝ち取るために、ともに奮闘しようではありませんか。

2007年2月17日

自由法曹団 常任幹事会出席者一同